



**「ビジネス用動画生成・編集および
活用支援サービス等業務」に係る一般競争入札
(総合評価落札方式)**

入札説明書

2024 年 5 月 31 日

独立行政法人 **情報処理推進機構**

更新履歴

修正年月日	修正内容
2024.06.04	P.34 5.2 提案要求事項 ・「6.1 仕様書 3.7.(1)で要求される、ビジネス用動画生成・編集・活用基盤機能としてのクラウド型 SaaS サービスに含まれる機能要件」を「1.1 仕様書 3.7.(1)で要求される、ビジネス用動画生成・編集・活用基盤機能としてのクラウド型 SaaS サービスに含まれる機能要件」に項番修正 ・「6.2 将来的に提供を予定している機能」を「1.2 将来的に提供を予定している機能」に項番修正 P.35 5.2 提案要求事項 ・「6.1 動作環境」を「3.1 動作環境」に項番修正 ・「6.2 セキュリティ対策要件対応」を「3.2 セキュリティ対策要件対応」に項番修正 ・「6.3 稼働条件」を「3.3 稼働条件」に項番修正 P.38 6.1 落札方式及び得点配分 (1)落札方式 ・「1.2 総合評価点の計算」を「6.1.(2) 総合評価点の計算」に項番修正 P.38 6.2 評価の手続き (1)一次評価 ・「2.2 二次評価」を「6.2.(2) 二次評価」に項番修正 P.38 6.2 評価の手続き (2)二次評価 ・「2.1 一次評価」を「6.2.(1) 一次評価」に項番修正 P.38 6.3 評価項目の加点方法 (3)総合評価点の算出 ・①「2.2 二次評価」を①「6.2.(2) 二次評価」に項番修正 ・②「1.2 総合評価点の計算」を②「6.1.(2) 総合評価点の計算」に項番修正

目次

1. 入札説明書	1
1.1. 競争入札に付する事項	1
1.2. 競争参加資格	1
1.3. 入札者の義務	2
1.4. 入札説明会	2
1.5. 入札に関する質問の受け付け	2
1.6. 入札書等の提出方法および提出期限等	2
1.7. 開札の日時および場所	4
1.8. 入札の無効	4
1.9. 落札者の決定方式	4
1.10. 契約の内容	5
1.11. その他	5
2. 契約書（案）	7
（別 添）個人情報の取扱いに関する特則	15
3. 仕様書	17
3.1. 件名	18
3.2. 案件概要	18
3.3. 目的	18
3.4. 背景	18
3.5. サービス利用者	19
3.6. 基本方針	19
3.7. 業務内容	19
3.8. システム要件	21
3.9. 実施体制等	22
3.10. 請負者の情報管理体制及び情報セキュリティに関する事項	22
3.11. 納入条件	24
4. 入札資料作成要領	26
4.1. 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料および入札者が提出すべき資料	27
4.2. 評価項目一覧に係る内容の作成要領	28
4.3. 提案書に係る内容の作成要領および説明	30
5. 評価項目一覧	32
5.1. 評価項目一覧（遵守確認事項）	33
5.2. 提案要求事項	34
5.3. 添付資料	36
6. 評価手順書	37
6.1. 落札方式及び得点配分	38
6.2. 評価の手続き	38

6.3. 評価項目の加点方法	39
7. その他関係資料	41
独立行政法人情報処理推進機構入札心得	41
（別記）	44
暴力団排除に関する誓約事項	44
【様式 1】質 問 書	45
【様式 2】委 任 状	46
【様式 3】入 札 書	47
【様式 4】提案書受理票（控）	48
【参 考】予算決算及び会計令（抜粋）	49

1. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の請負契約に係る入札公告（2024 年 5 月 31 日付け公示）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところにより実施する。

記

1.1. 競争入札に付する事項

(1) 作業の名称	ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務
(2) 作業内容等	別紙仕様書の通り
(3) 履行期間	別紙仕様書の通り
(4) 入札方法	総合評価落札方式 ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「1.6.(3)提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。 ② 上記①の提出書類のうち提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。 ③ 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。 ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ⑤ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。

1.2. 競争参加資格

本事業の提案者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けられ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場

合を含む。) であること。

(5) 経営の状況が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6) 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に機構から契約を解除されている者ではないこと。

1.3. 入札者の義務

(1) 入札者は、当入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

(2) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

1.4. 入札説明会

(1) 日時：2024 年 6 月 5 日（水）11:00～

(2) 開催方式：オンラインによる説明会とする

(3) 参加方法：1.11.(2)の担当部署まで、以下のとおり電子メールにより申し込むこと

① オンラインによる説明会は会議招待メールを送信する必要があるため、2024 年 6 月 4 日（火）17:00 までに申し込むこと。

② 電子メールの件名に「【ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス業務等】入札説明会申し込み」と明記し、入札説明会に参加する者の所属名・氏名及びメールアドレスを記載の上申し込むこと。

1.5. 入札に関する質問の受け付け

(1) 質問の方法：質問書【様式 1】に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間：2024 年 6 月 7 日（金）～ 6 月 13 日（木）15:00 まで

(3) 担当部署：1.11.(2)のとおり

1.6. 入札書等の提出方法および提出期限等

(1) 受付期間：2024 年 6 月 21 日（金）～ 6 月 24 日（月）17:00 まで

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日は除く)の 10 時 00 分から 17 時 00 分
(12 時 30 分～13 時 30 分の間は除く) とする。

(2) 提出期限：2024 年 6 月 24 日（月）17:00 必着

上記期限を過ぎた申請書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(3) 提出書類一覧：以下のとおり。このうち①委任状、②入札書、及び⑧提案書受理票は、所定の様式に従って作成すること。

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合のみ）	【様式 2】	1 部
②	入札書（封緘）	【様式 3】	1 部
③	提案書（別紙を含む）	-	5 部
④	機能要件一覧回答書（5.1. 評価項目一覧（遵守確認事項）の遵守確認欄に、本件の作業範囲、実施方針等、情報保護、納入関連についての受諾の可否を記載したもの）	-	5 部
⑤	評価項目一覧（提案要求事項のページ欄を埋めたもの）	-	5 部
⑥	③提案書および⑤評価項目一覧の電子媒体	-	1 部
⑦	令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し 【上記の資格を有しない場合】 登記簿謄本（商業登記法第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その 3 の 3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前 2 年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し ※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から 3 か月以内のものに限る。	-	1 部
⑧	提案書受理票	【様式 4】	1 部

(4) 提出方法：

① 入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（1.11.(2)の担当者名）を記載するとともに「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（1.11.(2)の担当者名）を記載し、かつ、「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様にとすること。

なお、提出書類一覧（1.6.(3)）の「⑥：③および⑤の電子媒体」の提出は、CD に収録して提出する方法の他、電子メールによる提出を可能とする。その場合、件名に「提案書および評価項目一覧の提出」と記載した電子メールに電子ファイルを添付し、1.11.(3)に記載の担当へ送付すること。その際、添付する電子ファイルにはパスワードを付与すること。電子ファイルの容量が 2MB を超える場合は、送付方法を別途案内するので、余裕をもって 1.11.(2)の担当部署に電子メールで連絡すること。

(6) 提出後

① 入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

② ヒアリングを次の日程で実施する。

日時：2024 年 6 月 25 日（火）10:30～17:30 の間（1 者あたり 1 時間を予定）

場所：下記、1.7.(2)と同じ

なお、ヒアリングについては提案内容を熟知した実施責任者が対応すること。

1.7. 開札の日時および場所

(1) 開札の日時：2024 年 7 月 1 日（月）11:00

(2) 開札の場所：東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 13 階
独立行政法人情報処理推進機構 会議室 C

1.8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

1.9. 落札者の決定方式

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第 29 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範

囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

1.10. 契約の内容

- (1) 入札保証金および契約保証金：全額免除
- (2) 契約期間：契約締結日から 1 年間
- (3) 契約形態：請負契約（2. 契約書（案）参照）
- (4) 契約書作成の要否：要（2. 契約書（案）を参照）
- (5) 支払いの条件：契約代金は（別添 1）に定める通りとする。支払いの方法については履行完了後に行う検収後になるが、サービスの内容・提供形態に応じて調整する場合がある。
- (6) 知的財産権：本事業の納入物件に関する知的財産権の取扱いについては、2. 契約書（案）第 17 条のとおりとする。

1.11. その他

- (1) 入札情報の開示：契約に係る情報については機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)する。
- (2) 入札内訳書の提出：落札者は、契約締結時までに入札内訳書を提出するものとする。
- (3) 入札説明会への参加申し込み、仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受け付け、入札書類の提出先は以下の通り。

〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

独立行政法人情報処理推進機構 総務企画部広報室 担当：馬場・藤川

E-mail. spd-pr-kobo@ipa.go.jp; TEL. 03-5978-7503

持参により提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス 13 階の機構総合受付を訪問すること。

- (4) 入札行為に関する照会先は以下の通り。

独立行政法人情報処理推進機構 財務部 契約グループ 担当：菊池・井上

E-mail. fa-bid-kt@ipa.go.jp; TEL. 03-5978-7502

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 O B）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構 O B に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算し原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

(5) 実施時期

平成 23 年 7 月 1 日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成 23 年 7 月 1 日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

2. 契約書（案）

2024 情財第 xx 号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書記載の「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス業務」（以下「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約に従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。

2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

（再請負の制限）

第 2 条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

第 3 条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。

2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3 乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

第 4 条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとし、3.4.(1)の実装をもって初期設定が完了し、請負業務の開始とする。

（契約金額）

第 5 条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

（権利義務の譲渡）

第 6 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第 8 条 甲は、納入物件の納入を受けた日から 30 日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって開始されるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(契約不適合責任)

第 9 条 甲は、請負業務完了の日から 1 年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3 第 1 項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。

一 修補等が不能であるとき。

二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第 1 項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第 1 項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。

5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

第 10 条 甲は、請負業務の開始後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号）)によって、遅延利息を支払うものとする。

3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認

し了解する。

（遅延損害金）

第 11 条 天災地変その他乙の責に帰することができない事由による場合を除き、乙が各納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

（契約の変更）

第 12 条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

- 一 仕様書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

（契約の解除等）

第 13 条 甲は、第 9 条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第 4 号乃至第 6 号の場合は催告を要しない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
- 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
- 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
- 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。

五 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。

六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第 1 項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。

4 甲は、第 1 項第 1 号乃至第 4 号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。

3 乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明すること。

4 乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、甲の確認を必ず受けること。

5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

6 乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。

7 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

9 乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、本契約の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。

10 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」とおりとする。

11 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（知的財産権）

第 17 条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 3 項の規定による請負業務開始の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。

2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。

3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第 28 条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第 18 条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の公表等）

第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。

3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等を行うことができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同で行う。

5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。

6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（協議）

第 20 条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき

三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書

二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書

三 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第 7 条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス業務」に関する請負契約を締結する。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

2024 年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(別 添)

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第 1 条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第 2 条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第 3 条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第 4 条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第 5 条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第 6 条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第 7 条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第 4 条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第 8 条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第 9 条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

（再請負）

第 10 条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事故）

第 11 条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

3. 仕様書

「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」

事業内容（仕様書）

独立行政法人 情報処理推進機構

事業内容（仕様書）

3.1. 件名

「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」

3.2. 案件概要

機構職員が外部動画制作・編集業者への委託によらず、内製による動画生成・編集・活用を可能とするための基盤を構築し、さらにその基盤の利用を前提に、機構における広報・マーケティング・採用および役職員向けの動画コミュニケーションを継続して効果的に行うための支援サービスの提供を受けるにあたり、その内容を以下に定める。

なお機構での活用にあたり、動画の素材及び生成・編集物は「要機密情報」に相当しない機密性 1^{※1}に分類されるものであること、および提供される素材は機構が利用するにあたり著作権侵害とならないことが担保されていることを前提とし、動画生成・編集・活用を可能とするための基盤は、「要保護情報の取り扱いがない」情報システム分類基準^{※2}において情報システム重要度「低」に位置づけられるものとする。

※1 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 5 年度版）」p3.の定義による
<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/kijyunr5.pdf>

※2 「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和 5 年度版）」p231 の定義による
<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/guider5.pdf>

3.3. 目的

機構がミッションとして掲げる「デジタルで豊かな社会に」を実現すべく、外部の知見も活用しながら、デジタル媒体を通じての動画による機構内外のステークホルダーに対するメッセージ発信・アクション訴求をより迅速かつ効果的に行う体制を整える。

3.4. 背景

1 分間の動画には、文字量にして 180 万語分、Web ページ 3,600 ページ分の情報が含まれると言われている^{※3}。さらに動画は、静止画像や文章にくらべてより直接的に五感に訴え、詳細に情報を伝える高い訴求力を持つ。こうした「動画ならではの」価値が注目され、今や動画は SNS での個人による発信・拡散だけでなく、企業の情報発信に欠かせない媒体として活用されるようになっていく^{※4}が、その一方で、コーポレートコンテンツとしての品質を担保しつつ、迅速かつ効率的に動画生成・編集を行うための環境や体制づくりが課題となる。

今回上記の潮流を鑑みて、独立行政法人情報処理推進機構（以後、「機構」とする）として内製動画を活用してより効果的・効率的に広報・マーケティング・採用を目的とした外部への情報発信、および機構内部での情報伝達・共有を行うことを可能にする環境・体制を整備すべく、「ある程度の費用と時間をかけて外注すべき」と判断された長尺動画を除き、外注によらない動画生成・編集・活用を誰でもデジタルかつアジャイルに行うための基盤を構築し、継続的に運用するための体制を構築することを目指している。

※3 James L. McQuivey, PhD. Forrester Research. *How Video Will Take Over the World*.
<https://www.forrester.com/report/how-video-will-take-over-the-world/RES44199>（有料レポート）

※4 「2022 年に実施された動画配信について企画または運営する立場」と回答した、全国 20～59 歳男女会社員（経営者・役員を除く）を対象に 2023 年 3 月に実施したインターネット調査（回答者数 1,083 名）など

3.5. サービス利用者

業務として機構における広報・マーケティング・採用などの目的で動画を制作・公開する者、またはその他業務により役職員向けの動画コミュニケーションを行う者を対象とする。利用者数に上限は設けないが、最低 5 名の利用を想定する。

3.6. 基本方針

機構の動画コミュニケーション活動を迅速かつ効果的に展開することを可能にするサービスとして、以下の 2 点を仕様に定め、サービスを提供する業者（以後、請負者という）への基本的な要求事項とする。

(1) 請負者は、サービス利用者となる機構役職員がインターネット回線を通じて利用する前提で、機構の VDI 環境内で標準的なスペックの PC 端末（詳細は後述の 3.8.(1)を参照のこと）での動作が保証された動画生成・編集・活用機能を提供する専用ウェブサイト上でクラウド型 SaaS サービス（以後、「動画生成・編集・活用基盤」とする）を提供する。操作にあたっては専門的な動画制作の知識・経験は不要とし、パワーポイントスライドを問題なく作成できる程度のコンピューターリテラシーがあれば問題なく利用できるものであること。

- 専用ウェブサイトのウェブサーバおよびウェブサイトの保守・障害対応・稼働担保は請負者が行うものとする。また、専用ウェブサイトは以下のガイドラインに準拠または同等の水準を満たしていることとする：
「安全なウェブサイトの作り方」(<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>)
- クラウドサービスの可用性・信頼性・拡張性、サポート対応、データ管理、その他セキュリティ要件の適切な実装については、請負者のクラウドサービス定型約款または Service Level Agreement (SLA) により明文化されていることとする。
- なお、生成・編集動画の配信業務機能および配信先となる外部の既存・潜在ユーザーの個人情報取得・保存・管理を前提に行う機能（マーケティングオートメーション機能）は今回の要件としない。

(2) 請負者は、クラウド型 SaaS サービス提供に加えて、実際に利用者がサービスを利用する際に基本の機能や操作を迅速に理解し、ストレスなく利用するためのユーザーサポートサービスを提供し、また機構の役職員による動画生成・編集・活用がもっとも効果的に行われるよう、動画生成・編集・活用基盤の機能性と過去のサービス提供を通じて自身に蓄積した知見・経験に基づき、機構における動画活用支援のためのコンサルティングサービスを提供する。ユーザーサポートおよびコンサルティングとして期待する内容については 3.7.(2)で後述する。

3.7. 業務内容

(1) 動画生成・編集・活用基盤として、クラウド型 SaaS サービスにて以下の機能を提供する（順不同）。

- ① 動画制作用テンプレートの提供
素材やコピーの差し替えで簡単に映像が生成可能な用途別の動画テンプレートを提供すること。
フリーフォーマットでの動画生成・編集が可能であるかも明記すること。
- ② 動画制作用の著作権フリー素材（映像・画像・音声・BGM その他の動画素材）の提供
請負者の責任において提供される素材が著作権を侵害する恐れがないものであることを担保したうえで、動画生成・編集に必要な著作権フリー素材を提供すること。提供可能な素材の種類・フォーマットを明記すること。
- ③ 素材加工機能の提供
動画・静止画素材のサイズ変更、画像クロップ・トリミングが自由にできること。また、動画素材を分割して必要な部分のみ使用でき、動画素材の速度変更、明度・色調補正が可能なこと。

- ④ シーン単位での動画編集機能の提供
シーン単位で 0.1 秒単位での編集・秒数調整が可能であること。また、複数のシーントランジション機能が利用可能であること。
- ⑤ 複数の書体提供
テロップ用にユニバーサルデザイン（UD）フォントを含む、日英語に対応した複数の書体を提供していること。
- ⑥ パワーポイント取り込み機能の提供
PPTX 形式のパワーポイントデータを取り込み、スライド内のテキストや画像などを一括で動画のシーンとして入稿できること。また、入稿したパワーポイントデータを画面上で再編集できること。
- ⑦ 画面収録機能の提供
PC のモニター上の操作や表示される内容を画面録画し、そのまま素材として編集できること。
- ⑧ AI ナレーション機能の提供
テキストデータから音声合成によるナレーションを自動的に生成し、話速・声質・トーン・抑揚などの設定・調整が可能なこと。日本語以外に対応可能な言語があれば明記すること。
- ⑨ AI 自動テロップ機能の提供
動画の音声データを解析して自動でテロップとして画面に配置できること。また、生成したテロップを編集できること。
- ⑩ AI 自動テロップ翻訳機能の提供
動画の日本語テロップデータを自動で外国語に変換できること。英語への変換を必須とするが、それ以外の言語に対応している場合は対象となる言語を明記すること。
- ⑪ 動画共有機能の提供
動画生成・編集・活用基盤上で生成・編集した動画をダウンロードして機構のローカルシステムに保存し、利用できること。また、作業完了後の動画を共有するための URL や埋め込み HTML タグの発行が可能なこと。
- ⑫ ストレージの提供
生成・編集した動画をサービス利用契約期間内において容量無制限・無期限でクラウド上に保存できること。
- ⑬ 上記①～⑫の利用を可能にするライセンス・サービス等を最低 5 名に提供できること。
- ⑭ 上記①～⑬以外に現時点で提供可能な機能
上記①～⑬で提供を求められた機能以外で、動画生成・編集・活用基盤としてのクラウド型 SaaS サービス上で提供できる機能があれば、そのユースケース（当該機能の利用により何が可能になるかについてのシチュエーションやアクションを交えた記述）を含めて明記すること。ただし、3.7.(2)と重複するものは記載しない。
- ⑮ 上記①～⑭以外に将来的に提供を予定している機能
「入札公告の時点では実装されていないが年度内に実装が予定されている機能・サービス」があれば、具体的に述べること。また、提案するサービスが将来的にどう発展していくかの展望、および動画生成・編集・活用基盤のベースとなる技術の進歩により期待できる変化などがあれば、それらの根拠とともに記述すること。

(2) 機構における動画内製化体制の立ち上げ、動画制作・活用の定着と成果向上の取り組みを支援するためのユーザーサポートおよびコンサルテーションサービスを提供する

- ① 請負者は、機構による動画生成・編集・活用基盤の構築および利用にあたって、その円滑な実装および運用

を可能にすべく、マニュアル、チュートリアル、ヘルプデスクその他任意の形態にて利用者がストレスなく基盤を活用できるようなサポートサービスを提供すること。また、生成・編集した動画の効果的な活用も含めた具体的なユーザー支援およびコンサルテーションサービスを提案すること。コンサルテーションサービスから期待される効用や成果についても提示すること。

- ② 請負者のサービスを導入した企業・自治体などにおいて、請負者が提供した動画生成・編集・活用の支援内容とその成果について、事例として具体的に3件以上を提示すること。うち1件は政府・自治体その他公的機関の支援実績であることが（必須ではないが）望ましい。

3.8. システム要件

(1) 動作環境

動画の生成・編集・活用にはウェブブラウザを使用し、専用アプリケーションのインストールを必要としないこと。OSはWindows 10以降、ウェブブラウザはMicrosoft Edge または Google Chrome の最新バージョンとする。その他、以下スペック端末での利用が可能であること。

システムの種類	64ビット オペレーティングシステム、x64 ベースプロセッサ
CPU	Intel 第12世代 Core i5
GPU	Intel iRIS Xe グラフィックス
メモリ	16GB（デュアルチャンネル）
ストレージ	SSD M.2 NVMe 512GB（PCIe 規格データ転送速度 64Gb/s）
実装 RAM	12.0 GB
ペンおよびタッチ入力	利用なし

(2) セキュリティ対策要件

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版）」7.1.1.~7.1.3.に準拠し、以下の対応が可能であること。

- ① 主体認証機能の提供として、サービス利用者の認証について、英大文字、小文字、数字、記号のうち3種類以上を含めた10桁以上のパスワード設定ができること。
- ② IPアドレスによる管理画面へのアクセス制限ができること。
- ③ 秘密情報を扱う前提ではないが、請負者の情報セキュリティマネジメント体制を担保するものとして、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）などの認定を受けていることが望ましい。

(3) 稼働条件

本業務実施にあたり、以下の条件を満たすこと。

- ① サービス提供時間：24時間365日（計画停止/保守を除く）
- ② 月間サービス稼働率：98%以上
- ③ 障害時復旧時間：原則24時間以内

3.9. 実施体制等

- (1) 業務進行において IPA との連絡、調整に当たる専任の担当を置くこと。また、動画生成・編集・活用基盤に関する問い合わせをメール、チャットなどで平日 10:00～17:00 に受け付ける窓口を提供すること（専任の担当が兼ねることも可）。
- (2) 本業務に従事する主たる責任者、作業者は、提案する各業務に関する従事実績が豊富であること。
- (3) 実施体制及び役割分担を具体的に示すこと。
- (4) 業務に当たる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制をあらかじめ整えること。

3.10. 請負者の情報管理体制及び情報セキュリティに関する事項

(1) 情報管理体制

- ① 請負者は本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当部門の同意を得ること。
（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

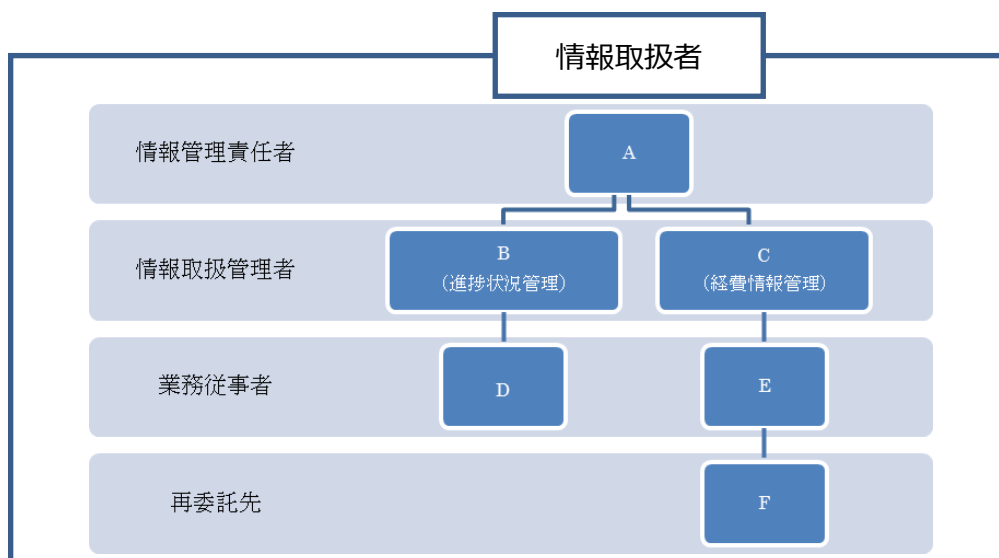
（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として請負者が収集、整理、作成等した一切の情報が、機構が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- ② 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、機構担当部門の承認を得た場合は、この限りではない。
- ③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め機構へ届出を行い、同意を得なければならない。
- ④ 機構から提供した資料又は機構が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。
- ⑤ 情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）の資料を提出すること。

※情報管理体制図に記載すべき事項

- a. 本業務の遂行に当たって保護すべき情報を取り扱うすべての者。（再請負先も含む。）
- b. 本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- c. 情報管理規則等を有している場合で下記例を満たす情報については、情報管理規則等の内規の添付で代用可能。



※情報取扱者名簿に記載すべき事項等

- 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- 本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号 及び国籍 d)
情報管理責任者 a.	A						
情報取扱管理者 b.	B						
	C						
業務従事者 c.	D						
	E						
再委託先	F						

※ 個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であってもIPA担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

(2) 情報セキュリティに関する事項

- 本事業の過程で収集・作成する情報は、本事業の目的の他に当機構に許可なく利用しないこと。但し、本事業の実施以前に公開情報となっていたものについては除く。
- 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、当機構が秘密情報であると指定するものについては、それが第三者に漏えいしないよう、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策を施すこと。
- 本事業に係る情報セキュリティ対策の管理体制を、事業開始前に書面にて説明すること。
- 資本関係・役員等の情報、請負事業の実施場所、請負事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに

係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。

- ⑤ 本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合には、本事業の機構側担当者に速やかに連絡すること。本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合でも事業実施に支障をきたさないよう対策を準備し、対策内容を事前に書面にて説明すること。
- ⑥ 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、当機構が秘密情報であると指定するものについての受け渡しは、直接、機構担当者に手渡しする場合を除き、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策が施された手段にて行うこと。
- ⑦ 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、当機構が別途秘密情報であると指定するものについては、本事業終了後、当機構との間で合意した安全な方法により廃棄/抹消し、その事実を③に記載の管理体制の責任者が確認し、書面にて報告すること。
- ⑧ 情報セキュリティ対策の履行状況について、機構が必要と判断し説明を求めた場合には、随時書面にて説明すること。
- ⑨ 本事業の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処について機構と速やかに協議し、必要な対策を行うこと。
- ⑩ 本事業の一部を別の事業者にも再請負する場合は、再請負先において生ずる情報セキュリティ上の脅威に対して情報セキュリティを十分確保し、再請負先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。
- ⑪ 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、当機構が秘密情報であると指定するものを保管する際や当機構との間で秘密情報の受け渡しする際にクラウドサービスを利用する場合は「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」に記載されている情報セキュリティ対策を行うこと。

3.11. 納入条件

(1) 納入物件

- ① 契約時に機構にて「利用者（ユーザー）」と定められた職員の人数分発行された ID・パスワード
- ② 初期設定作業が終了し、提案書に記載されたサービスの利用が可能となった状態の動画生成・編集・活用基盤について、機構が有する利用ライセンス情報が確認できる書面
- ③ 機構における動画内製化体制の立ち上げ、動画制作・活用の定着と成果向上の取り組み施策の提案書および結果報告書（施策実践と結果報告の時期については機構と協議）

※成果物は Microsoft Office 互換形式、もしくは PDF 形式、Illustrator 形式で納入が原則となっているが、上記の形式によらない場合は IPA と協議の上、適当な媒体で納入すること。

(2) 納入先

〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階
独立行政法人情報処理推進機構 総務企画部広報室 担当：馬場・藤川

(3) 納入期限

契約後、2 営業日以内に(1)①を納品すること。また、(1)②および③については IPA と協議のうえ、納品すること。

(4) 検収条件

本仕様書において要求する事項をすべて満たしているものであること。

4. 入札資料作成要領

「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」

入札資料作成要領

独立行政法人 情報処理推進機構

入札資料作成要領

4.1. 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料および入札者が提出すべき資料

独立行政法人情報処理推進機構（以下、「機構」という）は入札者に以下の表 1 に示した資料を提示する。入札者はこれを受け、表2に示された資料を用意して機構に提出すること。

表 1 機構が入札提示する資料

資料名称	資料内容
①仕様書	本件「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」の仕様（目的・内容等）を提供する。
②入札資料作成要領	入札者が評価項目一覧および提案書に記載すべき項目の概要等を記載する。
③評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を提示する。
④評価手順書	機構による入札者の提案評価の方式、総合評価点の算出方法、および評価基準などを提示する。

表2 入札者が機構に提出する書類

資料名称	資料内容
①委任状 ②入札書	入札説明書を参照して準備すること。
③提案書	仕様書に記載された要求事項をどう実現するか、提案書にて説明すること。 主な項目は以下の通り： ▶ 業務内容に関する項目（3.7.(1)①～⑮、(2)①） ▶ 実績要件に関する項目（3.7.(2)②） ▶ システム要件に関する項目（3.8.(1)(2)）
④評価項目一覧	仕様書に記載された要件一覧を遵守または達成するか否かに関し、遵守確認欄に○×を記入し、提案書番号欄に該当する提案書のページ番号を記入したもの。
⑤参加資格に関する書類	入札説明書1.6.(3)⑧⑨参照。
⑥提案書受理票	入札説明書1.6.(3)⑩参照。

4.2. 評価項目一覧に係る内容の作成要領

(1) 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下表3に示す。

表3 評価項目一覧の構成の説明

評価項目一覧 における項番	事項	概要説明
0	遵守確認事項	「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。
1～4	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。
5	添付資料	入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：担当者略歴、会社としての実績、実施条件等

(2) 遵守事項確認

遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。入札者は、別添「評価項目一覧の遵守確認事項」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、以下表4を参照すること。

表4 遵守確認事項上の各項目の説明

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～ 小項目	遵守確認事項の分類	機構
内容説明	遵守すべき事項の内容	機構
遵守確認	入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。	入札者

(3) 提案要求事項

提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。

提案要求事項の各項目の説明に関しては、以下表5を参照すること。

表5 提案要求事項上の各項目の説明

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～ 小項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)	機構
提案要求事項	入札者に提案を要求する内容	機構
評価区分	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	機構
得点配分	基礎点及び各項目に対する最大加点	機構
提案書 頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	入札者

(4) 添付資料

添付資料における各項目の説明を以下表6に示す。

表6 添付資料上の各項目の説明

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～ 小項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)	機構
資料内容	入札者が提案の詳細を説明するための資料	機構
提案の要否	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。	機構
提案書 頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	入札者

4.3. 提案書に係る内容の作成要領および説明

(1) 提案書の構成および記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したものと並び求められる提案要求事項を表7に示す。提案書は、表7の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述及び提案すること。なお、詳細は別添「評価項目一覧」を参照すること。

表7 提案書目次及び提案要求事項

提案書 目次項番	大項目	求められる提案要求事項
1	業務内容に関する項目 (クラウド型SaaSサービスの機能提供)	1.1 動画制作用テンプレートの提供 1.2 動画制作用の著作権フリー素材（映像・画像・音声・BGM、その他の動画素材）の提供 1.3 素材加工機能の提供 1.4 シーン単位での動画編集機能の提供 1.5 複数の書体提供 1.6 パワーポイント取り込み機能の提供 1.7 画面収録機能の提供 1.8 AI ナレーション機能の提供 1.9 AI 自動テロップ機能の提供 1.10 AI 自動テロップ翻訳機能の提供 1.11 動画共有機能の提供 1.12 ストレージの提供 1.13 最低5名分のユーザーライセンス提供 1.14 上記1.1～1.13以外に現時点で提供可能な機能 1.15 上記1.1～1.13以外に将来的に提供を予定している機能
2	業務内容に関する項目 (ユーザーサポートおよびコンサルティングサービスの提供)	2.1 動画生成・編集・活用支援サービスの内容 2.2 動画生成・編集・活用支援サービス事例および実績
3	システム要件に関する項目	3.1 動作環境への対応 3.2 セキュリティ対策要件への対応 3.3 稼働条件への対応
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。 ※ 本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。
5	添付資料	提案した内容の詳細を説明するための資料。例としては、実施担当者の専門知識、関連する資格や実施組織の類似事業の実績の詳細など。

(2) 提案書様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ② 提案書は、電子媒体の提出を求める場合がある。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office (Microsoft 365 Apps対応) 互換またはPDF形式のいずれかとする（これに抛りがたい場合は、機構まで申し出ること）。

(3) 留意事項

- ① 文中の特殊な造語、略語、専門用語については、正式名称がある場合はそれとともに、判りやすい定義を初出の箇所に記述し、必要に応じて用語解説などを添付して、提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。
- ② 入札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする)。
- ③ 機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX 番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ④ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- ⑤ 提案書、その他の書類は、本件における総合評価落札方式（加算方式）の技術評価に使用する。
- ⑥ 提案書は契約書に添付し、その提案遂行が担保されるため、実現可能な内容を提案すること。
- ⑦ 提案内容の一部を外注する場合は、外注先とその作業内容を明記すること。
- ⑧ 記入にあたっては日本語で正確に記述すること
- ⑨ 文字の大きさは 10 ポイント以上とする。
- ⑩ 書式設定は、用紙サイズは A4（縦置き・横置きのいずれも可）、横書き、左右に 19mm 以上の余白を設けること。

5. 評価項目一覧

「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」

評価項目一覧

独立行政法人 情報処理推進機構

評価項目一覧

5.1. 評価項目一覧（遵守確認事項）

大項目	小項目	内容説明	遵守確認
0 遵守確認事項			
	0.1 作業の範囲	「3. 仕様書」に記載している項目を一括して受諾すること。	
	0.2 実施方針等	仕様書「3.7. 業務の内容」に従い、円滑に業務を実施すること。	
	0.3 情報保護	実施にあたり知り得た個人情報、秘密情報について十分な管理を行い、外部への漏えい等を防止し、業務終了に際し個人情報、秘密情報等は、全てIPAへ引き渡すこと。	
	0.4 納入関連	仕様書「3.11.納入条件」の記載に則り納入すること。	

5.2. 提案要求事項

項目		提案要求事項	評価 区分	配点			提案書 頁番号
大項目	小項目			基礎 点	加 点	合 計	
1. 業務内容に関する項目（クラウド型 SaaS サービスの機能提供）							
	1.1. 仕様書 3.7.(1)で要求される、ビジネス用動画生成・編集・活用基盤機能としてのクラウド型 SaaS サービスに含まれる機能要件	①の動画制作用テンプレートについて、用途別種類・数量・生成編集操作の記載があるか。また、フリーフォーマットでの動画生成編集対応についても記載があるか。	必須	10		160	
		②の著作権フリー素材について、出自の明らかなものを種類とフォーマットを明記したうえで提示しているか。	必須	10			
		③記載の素材加工機能について網羅されているか。	必須	10			
		④のシーン単位での動画編集機能について、シーン単位に0.1秒ごとの内容が提供されているか。	必須	10			
		⑤の提供について、UD フォントを含む日英語対応の複数の書体が提供されているか。	必須	10			
		⑥のパワーポイント取り込み機能が提供されているか。	必須	10			
		⑦の画面収録機能が提供されているか。	必須	10			
		⑧の AI ナレーション機能について、ナレーション生成機能と設定・調整可能な項目、言語対応が記載されているか。	必須	10			
		⑨の AI 自動テロップ機能について、動画の音声进行分析し、テロップの生成・編集が可能となる機能が提供されているか。	必須	10			
		⑩の AI 自動テロップ翻訳機能について、必須の英語変換が可能か。また、それ以外に対応している言語があるか。	必須	10			
		⑪動画共有機能について、生成・編集後の動画をローカルシステム上にダウンロード可能か、また動画共有のための URL や埋め込みタグの発行が可能であるか。	必須	10			
		⑫のストレージ提供について、生成・編集後の動画をサービス利用契約期間中は容量無制限・無期限でのクラウド上の保存が可能になっているか。	必須	10			
		①～⑫のサービス利用を可能にするライセンスを最低 5 名に提供できるか。	必須	10			
		3.7.(1) ①～⑬以外に、ビジネス用動画生成・編集・活用基盤上で提供可能な機能がユースケースとともに提示されているか。	任意	-	30		
	1.2. 将来的に提供を予定している機能	上記以外にビジネス用動画生成・編集・活用基盤上で将来的にクラウド型 SaaS サービスとして提供を予定している機能・サービスについての記述、サービスの将来的な展望などについての提示があるか。	任意	-	10	10	

項目		提案要求事項	評価 区分	配点			提案書 頁番号
大項目	小項目			基礎 点	加 点	合 計	
2. 業務内容に関する項目（ユーザーサポートおよびコンサルティングサービスの提供）							
	2.1 機構における 動画生成・編 集・活用にあ たってのユーザ ーサポートおよ びコンサルテ ーションサービ スの内容とその 実績	機構によるビジネス用動画生成・編集・活用基盤の構築および利用にあたって、円滑な実装および効果的な運用を支援するための機能およびコンサルティングサービスの具体的な内容が期待される効用や成果とともに提示されているか。	任意	-	60	110	
		ユーザー用マニュアル、チュートリアル、ヘルプデスク、サポート専用サイト等、実際に SaaS サービスを操作・運用するユーザーの利便性を向上するためのサービスが提供されているか。	任意		20		
		仕様書 3.7.(2)②請負者のサービス導入企業・自治体などに対するコンサルティング支援の内容について、3 件以上の事例がその成果とともに提示されているか（必須ではないが最低 1 件は政府・自治体その他公的機関の事例が望ましい）。	任意	-	30		
3. システム要件に関する項目							
	3.1 動作環境	3.8.(1)に示された動作環境での稼働が担保されているか。	必須	10		40	
	3.2 セキュリティ対 策要件対応	3.8.(2)①②に示された「政府機関等のサイバーセキュリティのための統一基準（令和 5 年度版）」に準拠した機能が提供されているか。	必須	10			
		ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証などの、情報処理管理に関する公的認証を受けているか。	任意		10		
	3.3 稼働条件	3.8.(3)に示された稼働条件を満たしているか。	必須	10			
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標							
	4.1 ワーク・ライフ・ バランス等の 推進	企業として、以下のいずれかに該当するワーク・ライフ・バランスの取組を推進しているか。 ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業） ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業） ② 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）	任意	-	10	10	
					160	170	330

5.3. 添付資料

提案書の目次		資料内容	提案の要否	提案書 頁番号
大項目	小項目			
5. 添付資料				
	(ア) 業務実施体制 および業務従事者 略歴	入札者の概要が分かる資料	任意	
		本業務履行のための体制図	必須	
		コンサルティングサービス業務従事者に関する情報（氏名、所属、役職、業務経験、その他経歴、専門的知識、知見等）	必須	
		本業務で知り得た情報を適切に管理するため、以下の情報の保全の体制及び情報セキュリティ対策の実施内容等が示されており、その内容が有効であること。 なお、情報管理体制図及び情報取扱名簿については契約時の提出の確約があればよく、提案時の提出は要しない。 ● 情報管理体制図（再請負先も含む） ● 情報取扱者名簿 ● 情報セキュリティ対策の実施内容 ● 情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの）	必須	
		クラウド型 SaaS サービスの可用性・信頼性・拡張性、サポート対応、データ管理、その他セキュリティ要件の適切な実装について明文化した定型約款または Service Level Agreement（SLA）	必須	
	(イ) 会社としての実績	本業務の類似案件実績	任意	
		本業務に有用な領域での資格、実績等	任意	
		ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定通知書等の写し	任意	
	(ウ) その他	その他提案内容を補足する説明、業務実施における前提条件等	任意	

6. 評価手順書

「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」

評価手順書（加算方式）

独立行政法人 情報処理推進機構

評価手順書

本書は、「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び加点方法を以下に示す。

6.1. 落札方式及び得点配分

(1) 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「6.1.(2) 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 「V.評価項目一覧」の遵守確認事項及び評価項目の必須区分を全て満たしていること。

(2) 総合評価点の計算

総合評価点 = 技術点 + 価格点

$$\text{技術点} = \text{基礎点} + \text{加点}$$

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

※小数点第2位以下切捨て

(3) 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を330点、価格点の配分を165点とする。

技術点	330点
価格点	165点

6.2. 評価の手続き

(1) 一次評価

一次評価として、「V.評価項目一覧」の各事項について、次の要件をすべて満たしているか審査を行う。一次評価で合格した提案書について、次の「6.2.(2) 二次評価」を行う。

- ① 「1.遵守確認事項」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されていること。
- ② 「2.提案要求事項」の「提案書頁番号」欄に、提案書の頁番号が記入されていること。
- ③ 「3.添付資料」の提案が必須となっている資料の「提案書頁番号」欄に頁番号が記入されていること。

(2) 二次評価

上記「6.2.(1) 一次評価」で合格した提案書に対し、次の「第3章 評価項目の加点方法」に基づき技術評価を行う。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングにより得られた評価を加味するものとする。評価に当たっては、複数の評価者で各項目を評価し、各評価者の評価結果（得点）の平均値（小数点第2位以下切捨て）をもって技術点とする。

(3) 総合評価点の算出

以下の技術点と価格点を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「6.2.(2) 二次評価」により算定した技術点
- ② 「6.1.(2) 総合評価点の計算」で定めた計算式により算定した価格点

6.3. 評価項目の加点方法

(1) 評価項目得点構成

評価項目（提案要求事項）毎の得点については、評価区分に応じて、必須項目は基礎点、任意項目は加点として付与する。

なお、評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「5. 評価項目一覧」の「5.2 評価項目一覧 提案要求事項」を参照すること。

(2) 基礎点評価

提案内容が、必須項目を満たしている場合に基礎点を付与し、そうでない場合は0点とする。従って、一つでも必須項目を満たしていないと評価（0点）した場合は、その入札者を**不合格**とし、価格点の評価は行わない。

(3) 加点評価

任意項目について、提案内容に応じて下表の評価基準に基づき加点を付与する。

評価 ランク	評価基準	項目別得点			
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	60	30	20	10
A	想定される提案としては最適な内容である。	36	18	12	6
B	概ね妥当な内容である。	18	9	6	3
C	内容が不十分、または記載がない。	0	0	0	0

ただし、「4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

認定等の区分		項目別得点
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・ブラチナえるぼし認定企業)	ブラチナえるぼし ※1	10
	えるぼし3段階目 (※2)	8
	えるぼし2段階目 (※2)	7
	えるぼし1段階目 (※2)	4
	行動計画 ※3	2
次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・ブラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)	ブラチナくるみん認定企業	10
	くるみん (令和4年4月1日以降の基準) (※5)	7
	くるみん (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) (※6)	6
	トライくるみん (※7)	5
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		4
		8

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る (計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

- ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く。）
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定改正後女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定

7. その他関係資料

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

（趣 旨）

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

（仕様書等）

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（入札保証金及び契約保証金）

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

（入札の方法）

第4条 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

（入札書の記載）

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（直接入札）

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（郵便等入札）

第7条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

（代理人の制限）

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

（条件付きの入札）

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札の取り止め等）

第10条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第12条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立合わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第13条 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第26条の3第1項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所を実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第14条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かつた者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。
 - (1) 最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者
 - (2) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

（再度入札）

第15条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第16条 落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第12条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第17条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から5日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書に使用する言語及び通貨）

第18条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第19条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

独立行政法人情報処理推進機構 担当者殿
(担当部署：総務企画部 広報室)

質 問 書

「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPAのホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。)
また、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

【様 式 2】

2024年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名
(又は代理人)

印

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

代 理 人(又は復代理人)

所 在 地

所属・役職名

氏 名

使用印鑑



【様 式 3】

2024年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は代理人、復代理人氏名

印

入 札 書

入札金額 ￥
(※ 下記件名に係る費用の総価を記載すること)

件 名 「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

【様 式 4】

提案書受理票（控）

提案書受理番号 _____

件名：「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」に関する提案書

【入札者記載欄】

提出年月日： 2024年 月 日	
法 人 名：	
所 在 地： 〒	
担 当 者： 所属・役職名	
氏名	
TEL	FAX
E-Mail	

【 I P A 担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	委任状（委任する場合）	1通		②	入札書（封緘）	1通	
③	提案書（印刷したもの）	5部		④	評価項目一覧（印刷したもの）	5部	
⑤	資格審査結果通知書の写し※1	1 通		⑥	提案書受理票	(本紙)	
⑦	その他、「5.3. 添付資料」において「必須」とされている資料※2 (印刷したもの)	5部		⑧	③④および⑦の電子ファイルを格納した電子媒体	1部	

※1 または登記簿謄本等の原本または写し

※2 ③の提案書に含まれている場合は有無の欄にIPA担当者が「含③」と記載

----- 切り取り -----

提案書受理番号 _____

提案書受理票

2024年 月 日

件 名 「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」

法人名（入札者が記載）： _____

担当者名（入札者が記載）： _____ 殿

貴殿から提出された標記提案書を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構
総務企画部 広報室

担当者名： _____ (印)

【参 考】

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。